

令和 7 年 8 月 29 日
建築住宅課長 北川
内線 5300
外線 076-225-1775

令和 6 年能登半島地震に係る県営住宅の入居期間の延長について

1 概要

令和 6 年能登半島地震で被災して県営住宅に入居している世帯について、住まいの再建を進めるにあたり、やむを得ない理由により退去できない者について、引き続き 1 年を超えない範囲で入居期間の延長を実施します。

2 延長要件

再建方法	やむを得ない理由
自宅再建	・業者の確保が困難で契約に至っておらず、工事に着手できない ・業者と契約済みだが、工期が長期に及ぶ見込み ・公共事業等（土地区画整理、地盤改良、液状化対策等）の関係で再建を進められない ・解体工事が終わらない ・希望する宅地や物件が見つからない
民間賃貸住宅等	被災元市町（能登地域※）の民間賃貸住宅等に入居したいが、物件が見つからない
復興公営住宅	復興公営住宅に入居したいが、入居期間内に完成しない
その他	避難指示、集団移転の方針が決まっていない など

※能登地域：輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町の 9 市町

3 今後の対応について

9 月以降、順次、入居者への意向調査を実施し、延長要件を充足している者に対して延長決定通知書を送付